



地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

2020年6月
環境省 大臣官房 環境計画課



地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ 都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- 共同実施先・請負先

共同実施／請負事業

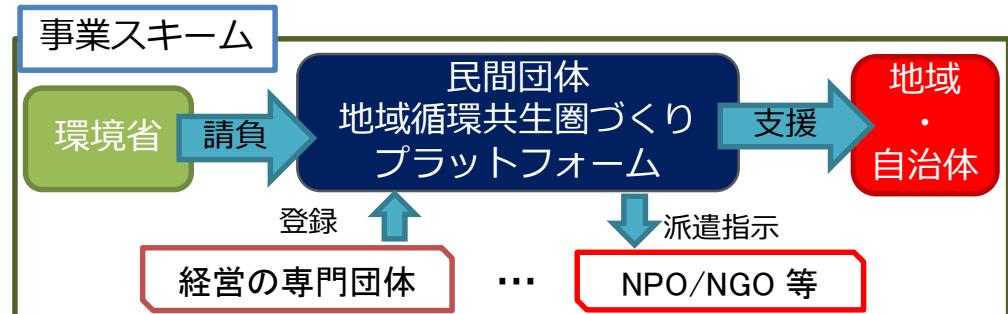
地方公共団体／民間事業者・団体

令和元年度～令和5年度（予定）

■ 実施期間

4. 事業イメージ

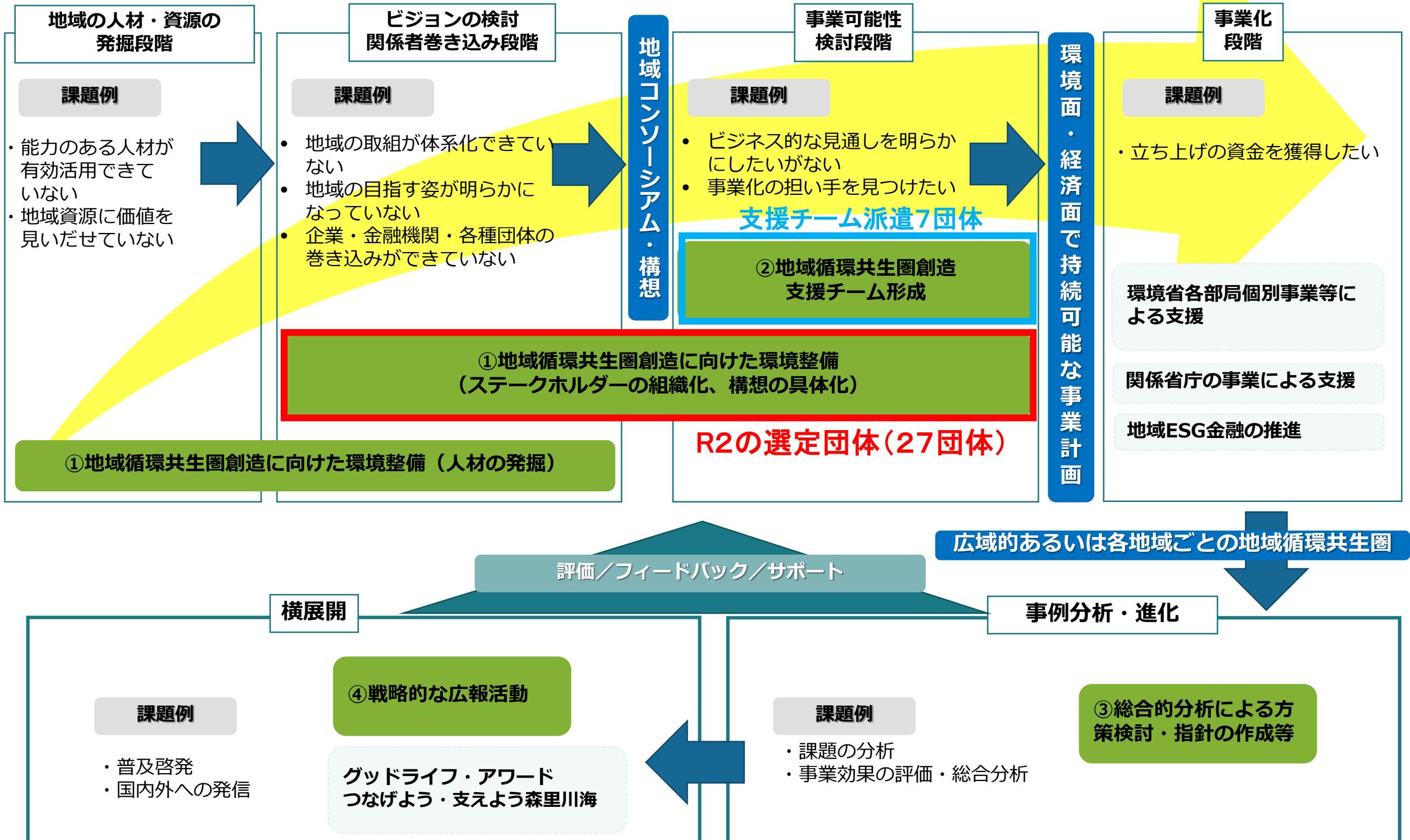
地域循環共生圏



地域循環共生圏の形成段階に応じたきめ細やかな支援体制（イメージ）



地域×循環・共生×ビジネスによる持続可能な地域づくり！！



地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築の目的

本プラットフォーム構築の目的

民間企業、金融機関、市民団体、行政機関等の**多様な主体の積極的な参画と連携**により、**ローカルSDGsである地域循環共生圏の創造を支援・推進**すること

※「地域循環共生圏」の創造に必要なことは、**環境・経済・社会のプレイヤーのパートナーシップ**です。

- ・各地域において、民間企業、金融機関、市民団体、大学、研究機関、行政機関等、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見、技術を持ち寄り、その地域ならではの「地域循環共生圏」の創造に取り組むこと
- ・国レベルでも多様な主体が参画し「地域循環共生圏」を加速させる知見や技術の共有、新結合による価値創造に取り組むこと

本プラットフォームの特徴

- 2つのプラットフォームを有する**
 - ・オープンで誰でも参画可能な、全国型プラットフォーム
 - ・特定地域※を対象にした、地域型プラットフォーム※毎年、一定数の地域・団体を選定
- 「地域循環共生圏」の創造に資する事業化に向け、伴走支援できる体制を有する**
- 環境省だけでなく他省庁とも連携し、SDGsやESG関連の最新の情報提供を行う**

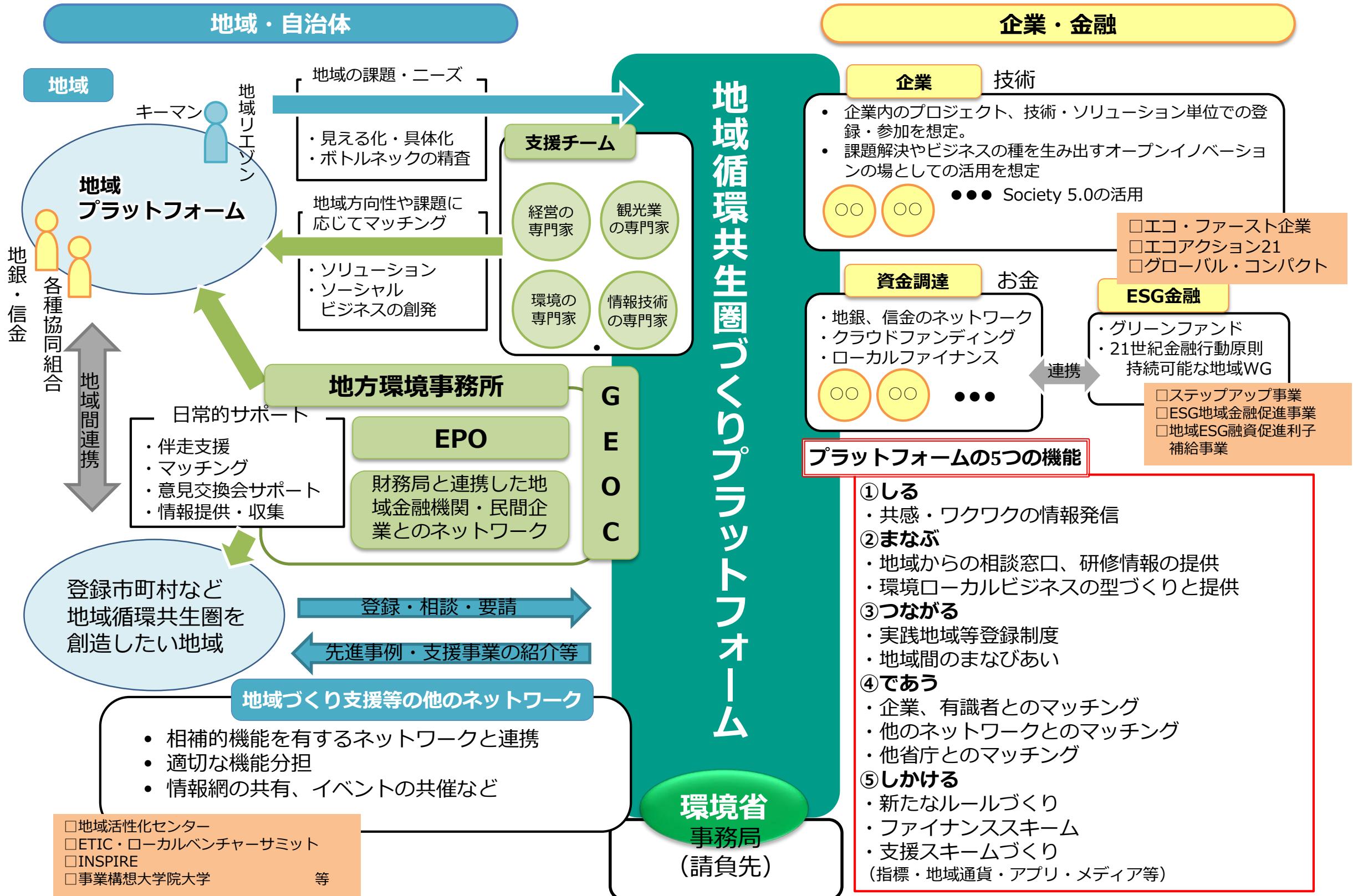
企業登録制度の目的とメリット

(1) 企業登録制度構築の目的

地域循環共生圏（ローカルSDGs）の創造に資する知見や技術・ソリューションを有する企業に登録してもらい、**地域と企業の協業（=事業）により、地域の課題解決とESG経営の実現を推進**し、全国各地での**ローカルSDGsの創造を加速**させる。

(2) 企業にとっての登録メリット

- ①**ローカルSDGsの実現に貢献**できる。ESG経営に取り組む**企業間のつながり**ができる。
- ②地域をビジネスパートナーとし、地域と一緒にローカルSDGsの構想を描き、結果としてその**地域に裨益する環境ビジネスを創出**できる。
- ③ESG経営に求められる、再生可能エネルギー調達、働き方改革、リスク分散などで**連携する協業先**が見つかる。
- ④**SDGsやESG金融、関係省庁の取組を学ぶ機会**がある。



地域循環共生圏ウェブサイトについて

- 地域循環共生圏の普及を推進するため、令和2年3月31日にウェブサイトをリニューアル
「環境省ローカルSDGs ～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～」 <http://chiikijunkan.env.go.jp>



＜ウェブサイトの構成＞

○ 地域循環共生圏づくりプラットフォームの5つの機能に応じて、様々なコンテンツを掲載しています。

- ①「しる」
 - ・ 地域循環共生圏づくりのヒントになる先進事例紹介など
- ②「まなぶ」
 - ・ 構想策定の手引きや環境ローカルビジネスの紹介など
- ③「つながる」
 - ・ 実践地域等登録制度（※1）や活動団体の紹介など
 - ※1 地域循環共生圏のコンセプトに基づき、地域循環共生圏を構築・創造している/したい地域・団体を登録し、事務局からのメール配信やウェブ上での地域や団体間の交流、ネットワーク形成の促進、開催する関連イベント・シンポジウムの情報提供、相談などのサポートを行う。
- ④「であう」
 - ・ 企業登録制度（※2）や協力専門団体・人材紹介サイト、他省庁等の支援施策等の紹介など
 - ※2 地域課題解決に資する知見やソリューションを有する企業を登録し、地域とのマッチングを図ることで、環境ローカルビジネスの創出を目指す。令和2年6月頃公開予定。
- ⑤「つながる」
 - ・ 新たな資金獲得等の仕組みを作り出した地域の紹介など

地域循環共生圏とは



上記画像をクリックすると、動画をご覧いただけます

「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補充し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものです